

## 公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始

備前焼ミュージアム新築等設計業務委託について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続（以下「本件手続」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法（昭和22年度法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため次のとおり技術提案を募集する。

令和4年10月21日

備前市長 吉村 武司

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 備前焼ミュージアム新築等設計業務委託
- (2) 業務の目的 現施設は、経年劣化による施設の傷みが激しく、耐震強度も不足していることや、市内文化施設の利用状況も踏まえた運営方法の見直しも必要であり、多くの問題を抱えている。これらの課題を解決するため、同位置でミュージアムを安全な施設に改築し、より多くの方に利用していただけるよう、利便性の向上や機能の充実も考慮した新しい施設の設計を行うものである。
- (3) 業務内容 新施設整備にあたり、現有施設の課題、新施設のあり方等、実施設計の前提となる基本的な考え方を整理すること。また、工事期間中の備前焼ミュージアムの運営について、館蔵品の保管方法や必要機器の配置等を含め、協議、検討を行うこと。  
これらをふまえ、必要な館蔵品等の保管方法や機能等の配置を検討し、概算事業費、工事スケジュール等の基本計画及び実施設計を作成する。
- (4) 履行期間 契約を締結した日から令和5年8月31日まで  
(設計図書一式完了、納品は令和5年6月30日とし、令和5年8月31日までの2か月間で確認申請等の手続を行う。)

### 2 参加資格に関する事項

本件手続に参加することができる者は、次に定める事項を全て満たすこと。

#### (1) 参加資格要件

- ア 日本国内に本社、本店を有している法人であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 一次選考の参加表明時においては、「令和4年度測量・建設コンサルタント業

務等入札参加資格者名簿」の建築一般への登録を求めない。ただし、当該名簿に未登録の法人については、二次選考の技術提案書提出時までに登録申請を終えること。

エ 指名停止の処分を受け、公示日から落札者決定日までの期間がその停止期間中でないこと。

オ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て、又は破産法による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

カ 一級建築士を2名以上有すること。協力事務所を含む構造担当者、設備担当者においても一級建築士の資格を有すること。

キ 当該事務所において、同種施設実績として、平成24年4月1日以降に、国もしくは地方自治体に関わる延べ床面積1500㎡以上の文化・交流・公益施設〔国土交通省告示第15条（平成21年1月7日）別添2による類型十二（文化・交流・公益施設）の第2類に定義されている建築物〕の建設に関する実施設計業務を元請けで受注し、公示日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

または、その他類型施設実績として、平成24年4月1日以降に、延べ床面積が2000㎡以上の業務施設、商業施設〔国土交通省告示第15条（平成21年1月7日）別添2による類型四（業務施設）及び類型五（商業施設）の第2類に定義されている建築物〕の建設に関する実施設計業務を元請けで受注し、公示日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

ク 備前市暴力団排除条例に該当する者でないこと。

ケ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

コ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部局

〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地

備前市 文化観光部 文化観光課

電話 0869-64-1832

E-mail [bzkankou@city.bizen.lg.jp](mailto:bzkankou@city.bizen.lg.jp)

#### (2) 説明書等の配布に係る期間、方法及び場所

##### ア 配布期間

令和4年10月21日（金）から同年11月9日（水）まで

イ 配布方法及び場所

備前市ホームページ (<http://www.city.bizen.okayama.jp/>) から入手すること。

(3) 参加表明書、業務実績調書(参加資格確認用)等(以下「参加表明書等」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法等(詳細は、備前焼ミュージアム新築等設計業務委託参加表明書等及び技術提案書等説明書を参照すること。)

ア 提出期間

令和4年10月21日(金)から同年11月9日(水)まで(受付は、閉庁日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。)

イ 提出場所及び方法

(1)の場所に持参または、郵送(受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。)とする。

なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

ウ 提出書類

- ・様式1 参加表明書
- ・様式2 業務実績調書(参加資格確認用)
- ・様式3 有資格者調書(参加資格確認用)
- ・様式4 担当チームの技術者数・保有資格調書
- ・様式5 業務実績調書(類似業務を含む)
- ・様式6 配置予定技術者調書(配置予定技術者の資格、経験及び業務実績)
- ・様式7 配置予定技術者調書2(配置予定技術者の従事している業務)

エ 提出部数 10部提出とする。(原本を1部、残り9部は写しとし、それぞれをクリップ止めで提出すること。ただし、資格の写し等の説明書類は1部のみとする。)

オ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、メールにて提出書類受領確認書を送付するので、到着の確認として、受信メールへ返信すること。

カ 質問の受付及び回答

参加表明書等提出についての質問は、文書(様式は任意、ただし規格はA4版)により行うものとし、持参又はメールとする。(メールの場合は送信後に確認の電話をすること。)なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話及び、メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付担当課：3(1)の担当部局。

② 質問の受付期限：令和4年10月31日(月)午後5時まで(必着)

③ 質 問 の 回 答：令和4年11月4日（金）午後5時までに備前市  
ホームページに掲載する。

(4) 技術提案書表紙及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限、  
提出場所及び提出方法等（詳細は、備前焼ミュージアム新築等設計業務委託参加表  
明書等及び技術提案書等説明書を参照すること。）

ア 提出期限

令和4年12月12日（月）午後5時まで（受付は、閉庁日を除く午前9時から  
正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。）

イ 提出場所及び方法

(3) イに同じ

ウ 提出書類

- ・様式8 技術提案書表紙
- ・様式9 技術提案書（A3サイズ4枚）

エ 提出部数 10部提出とする。（原本を1部、残り9部は写しとし、それぞれを  
クリップ止めで提出すること。）

オ 提出書類の受領確認

(3) オに同じ

カ 質問の受付及び回答

技術提案書等提出についての質問方法及び受付担当課は（3）カと同じ

① 質問の受付期限：令和4年11月29日（火）午後5時まで（必着）

② 質 問 の 回 答：令和4年12月2日（金）午後5時までに備前市  
ホームページに掲載する。

#### 4 選考に関する事項

(1) 一次選考（参加表明書等の審査）

ア 提出された参加表明書等について、2の参加資格に関する事項を満たしている  
ことを審査する。

イ アの審査結果により、参加要件を満たす者を対象に備前焼ミュージアム新築等  
設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という）の選定委員  
の評価を踏まえ、5者程度を選定し、技術提案書等提出依頼書を送付する。また、  
選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を付して通知するものと  
する。

(2) 二次選考（技術提案書等の審査）

ア (1) イにより技術提案書等提出依頼書を受け取った者から、技術提案書等を

受理し、その後ヒアリングを行い、別に定める評価基準に基づいて選定委員会で審査し、最優秀者及び優秀者を選定する。

イ アにより選定された最優秀者と優秀者に対して、選定された旨を通知するとともに、選定されなかった者に対して、選定されなかった理由を付して通知するものとする。

## 5 随意契約に係る見積書の徴取

選定した最優秀者を、本件業務に係る随意契約見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

## 6 その他

- (1) 技術提案書等の作成、応募、ヒアリング等の本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することができる。
- (6) 前号により公表する場合、技術提案書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 様式6の配置予定技術者調書（配置予定技術者の資格、経験及び業務実績）に記載した配置技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者を選定し、発注者の承認を得なければならない。